

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会  
指定介護予防訪問入浴介護事業  
「西海市社協入浴サービスステーション」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する指定介護予防訪問入浴介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防訪問入浴介護事業(以下「本事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所が要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(基本の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西海市社協入浴サービスステーション
- (2) 所在地 長崎県西海市西海町黒口郷 1477 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護予防訪問入浴介護従業者  
訪問入浴車により利用対象者の家庭に訪問し、入浴サービスを提供する。

- |        |     |
|--------|-----|
| ア．看護職員 | 3名  |
| イ．介護職員 | 24名 |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から土曜日までとする。  
ただし、利用者からの変更がある場合にはこの限りではない。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の内容)

第6条 本会は、事業所の指定介護予防訪問入浴介護は、地域包括支援センターまたは、指定居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス・支援計画表に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、介護予防サービス・支援計画表が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との協議によって選定し、サービスを行うものとする。

- 全身入浴
- 部分浴
- 清拭

(指定介護予防訪問入浴介護の利用契約)

第7条 本会は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して介護予防訪問入浴介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の利用料等及び支払の方法)

第8条 指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による「介護報酬額の告示上の額」とし、当該指定介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 第1項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けものとする。

3 指定介護予防訪問入浴介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を金融機関口座振替または現金等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、西海市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定介護予防訪問入浴介護の提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態、入浴前の食事の摂取の状況等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等の対応)

第11条 指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

2 指定介護予防訪問入浴介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、介護予防訪問入浴介護従業者は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を十分に配慮して必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、訪問入浴介護従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 年1回以上の定期研修

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守らなければならない。

3 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員に誓約させる。

4 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成18年6月28日に制定し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成18年10月3日に改正し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は平成19年3月28日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年3月27日に改正し、平成20年4月1日から施行する。